

第 2 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第2回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 藤原 重信

会議日時 令和2年12月2日 午後2時00分開会

会議場所 大船渡市役所：議員控室

議事日程第1号

- 日程第1 会期の決定
日程第2 書記及び議事録署名人の指名
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第4 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第6 議案第3号 農地法の適用外であることの証明願について
日程第7 議案第4号 農地に該当するか否かの判断について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 8名）

議長	藤原 重信君	1番	細谷 知成君
2番	今野八重子君	4番	金野たか子君
5番	古内 嘉博君	7番	鈴木 力男君
8番	及川 建則君	9番	熊谷 玲子君

（農地最適化推進委員 10名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	村上 優司君
	末崎地域	尾形キヨシ君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 一志君	立根地域	金 典夫君
	日頃市地域	佐藤美智子君		
[三陸町地区]	綾里地域	畑中 圭吾君	越喜来地域	鈴木 学 君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（2名） 3番 菊地 英浩君 6番 中村 亨 君

事務局出席者

局長	飯田 秀 君	局長補佐	鈴木 康司君
主事補	菅野 由夏君		

午後 2 時 00 分開会

○議長（藤原重信君） それでは定刻になりましたので始めたいと思いますが、本日はご出席をいただきましてありがとうございます。これより第 2 回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

それでは私の方から一言ごあいさつを申し上げます。本日の総会からは申請案件などを審議する実質的な総会になっております。どうか慎重審議賜りますようお願いを申し上げます。

私も会長職は初めてでございます。気のつかないこと等があらうかと思っております。そしてまたご迷惑をおかけすることがあらうかと思っておりますが、ご助言をいただければ、たいへんありがたいと思っております。そしてスムーズな進行にもご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原重信君） 本日出席の農業委員は 8 名、推進委員は 10 名であります。欠席の通告のあった農業委員は 3 番菊地英浩農業委員、6 番中村亨農業委員の 2 名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について、飯田事務局長から報告をお願いします。

○事務局長（飯田秀君） それでは総会の際には毎回、議事に先立ちまして事務局から行事等の経過報告並びに開催予定等をお知らせしておりますので、今回も私の方からお手元の資料によりまして、主なものについてご報告させていただきます。初めに 10 月 26 日以降の経過報告でございます。10 月 26 日に前任期最後の総会が開催されたところであります。10 月 29 日には農業委員会役員会を開催しております。役員会は会長、会長職務代理者及び専門委員会の正副委員長の計 6 名で、年に何回か必要に応じて開催をされているものであります。この日は新体制に向けての対応について協議をしたところであります。11 月に入りまして 4 日には市政功労者表彰式が開催され、会長が出席をしております。11 月 11 日には盛岡市において農業委員会特別研修会が開催され、農業委員、推進委員の皆様にご参加をいただいたところでございます。11 月 13 日には第 56 回岩手県農業会議常設審議会委員が開催され、会長と局長補佐が出席しております。11 月 18 日には第 2 回大船渡市農業振興対策協議会が開催され、会長が出席しております。

次に 11 月 20 日から 12 月 2 日までの間でございますが、11 月 25 日には第 1 回農業委員会総会が開催されております。また、その前後に農業委員辞令書交付式並びに農地利用最適化推進委員委嘱状交付式が行われたところでございます。また午後からは新任の農業委員さんを対象に研修会を開催しております。翌 26 日には藤原会長と熊谷会長職務代理者で農協など、市内各所に就任の挨拶回りをいたしました。27 日には令和 2 年度大船渡湾水環境保全計画推進協議会が開催され、会長職務代理者が出席しております。12 月に入りまして本日 2 日は第 2 回農業委員会総会がただいま開催されております。

次に 12 月 3 日以降の開催予定でございます。12 月 4 日から 18 日の日程で市議会第 4 回

定例会が開催されます。最後に、次回第3回農業委員会総会は12月24日に開催する予定としております。なお例年、同時期に開催をされております会議や研修会などの多くが新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、中止や方法を変えての実施とされており、今後もこうした傾向は続くものと思っております。なお、行事などでご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせ願います。私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（藤原重信君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第2、書記及び議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名人を議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の菅野由夏主事補、議事録署名人には4番金野たか子農業委員、5番古内嘉博農業委員を指名します。

○議長（藤原重信君） 次に日程第3、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） 議案の2ページをご覧ください。報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告いたします。

番号1番、登記地目畑、現況地目畑。及び、登記地目畑、現況地目公衆用道路。面積はあわせて340㎡。相続による権利の取得です。10月22日届出、同日受理でございます。以上です。

○議長（藤原重信君） 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 次に日程第4、議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 議案の3ページをご覧ください。議案第1号農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し可否を決定するものです。

番号1番、地図は住宅地図の1ページをご覧ください。登記地目畑、現況地目雑種地、

面積は 487 ㎡。転用目的、露天駐車場、貸駐車場 13 台。転用理由は、近辺には住宅、アパートが多く駐車場の需要があるため、貸駐車場として利用したいということです。ただし、これは追認案件で、既に昨年 9 月に砂利を敷いて駐車場の形になっております。したがって資金についても支払済みとなっております。次に 2 番、地図は 2 ページです。登記地目、現況地目ともに畑、面積 397 ㎡。転用目的、施設等は物置敷地です。物置 1 棟 49.68 ㎡。この土地は有効面積は 200 ㎡で、あとは法面と通路となっております。転用理由は、物置がなく不便なため、当該地を利用して物置を建築するものです。第 2 種農地になっております。資金についても残高証明で確認しております。以上です。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第 1 号 1 番について 4 番金野たか子農業委員から説明をお願いします。

○4 番（金野たか子君） 4 番金野です。議案第 1 号 1 番についてご報告いたします。11 月 29 日現地調査をし、午後 5 時半頃、申請人よりお話しを伺ってまいりました。現地の周辺には住宅、アパートが多く建ち、貸駐車場として利用したいとのことでした。周辺は宅地化が進んでおり、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第 1 号 1 番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 1 号 1 番について本委員会において許可相当と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第 1 号 1 番は本委員会において許可相当とすることに決定いたしました。なお、ただいま許可相当と決定した案件については追認案件のため岩手県農業会議へ諮問し、異議なしの答申を受けてからの許可となります。

○議長（藤原重信君） 次に議案第 1 号 2 番について大船渡地区末崎地域村上優司推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員（村上優司君） 推進委員の村上です。議案第 1 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。番号 2 番について調査の結果をご報告いたします。11 月 26 日午後 4 時、申請人宅を訪問したところ、本人がちょうど申請地におりまして、現地確認と申請に至った経緯について伺ってまいりました。ちょっと混み入った場所でございますので、最初に申請場所からご説明を申し上げます。住宅地図の 2 ページでございます。お目通し願ひます。自宅の敷地が狭く軽自動車 2 台を駐車すると手一杯のため、申請地を造成し物置を建てる計画でございます。申請地は地図では平坦

に見えますが、切り立った崖に囲まれた台地で、道路から5 m以上の高さがあり、東向き
の緩やかな傾斜地でございます。申請地の北側は昔は墓地だったそうで、現在は栗、柿、
梅等の果樹が植えてございます。申請地面積は397 m²でございますが、坪数で120坪ほど
でございます。切り立った崖に囲まれ有効面積は200 m²となっておりますが、60坪でござ
います。申請地の南側と東側は道路で、北側は申請人とは異なる方が所有する畑でありま
すが、別家の方が管理しておりましたが、高齢のため耕作しておらず藪になっております。
西側に近隣住民の物置が建っており、周りに与える影響はないものと思われま。ご審議
のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何か
ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号2
番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第5、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可
申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 議案の4ページをご覧ください。議案第2号農地法第5条第1
項の規定により許可申請がありましたので、本委員会の会議に付し可否を決定するもの
です。

番号1番、地図は3ページです。登記地目畑及び田、現況地目は畑です。面積はあわせ
て381 m²。賃貸借を設定しております。転用目的は露天駐車場、従業員用駐車場及び車両
置場15台と積載車用の駐車場1台です。転用理由は、現在、この場所のすぐ北側に店舗が
ありますが、その車両置場が手狭なため、店舗の近隣である当該地を借りて従業員の駐車
場及び車両置場（積載車）として利用したい。永年の賃貸借権設定です。こちらは準工業
地域指定されておりますので、第3種農地になっております。資金については残高証明を
確認しております。次に2番、地図は4ページです。登記地目田、現況地目畑、面積はあ
わせて295 m²。売買となります。転用目的は一般個人住宅及び駐車場、居宅2階建1棟72.87
m²、駐車場2台。転用理由は、現在、別世帯で居住しているが、この度共有の自宅を新築
し同居したいということです。こちらも第1種住居地域に指定されている第3種農地です。
資金については融資証明を確認しております。次に3番、地図は5ページです。登記地目、
現況地目ともに畑。面積は491 m²のうち148.96 m²を賃貸借します。転用目的は露天資材置
場、資機材置場148.96 m²。転用理由は、工事現場に近く面積が適当なため、資機材置場と
して利用したいということです。この近くの山の災害、崩れたところに吹き付け工事をす

るということです。許可の日から3カ月間の一時転用です。第2種農地になっております。近くに代替地はありませんし、資金については残高証明を確認しております。以上でございます。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。それでは議案第2号1番について1番細谷知成農業委員から説明をお願いします。

○1番（細谷知成君） 1番細谷です。議案第2号の1番につきまして、11月25日に現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告いたします。地図は3ページになります。市道の交差点に隣接した三角地で現況は草刈管理がされた休耕地の状態です。周辺の状況ですけれども、北側、西側、南側は市道、東側は宅地と草刈管理がされた休耕地に一部隣接しております。申請に至った経緯ですけれども、その営業所では現在車両置場が手狭で不便であるため、当該地を従業員や積載車の駐車場としたいということでありました。許可後はアスファルトで整地する予定ということでもございました。周囲への影響ですけれども、申請地の周辺は住宅地で、東側の一部隣接している農地も休耕地の状態であり、駐車場として利用することで周囲への影響はないものと考えられます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第2号1番について質疑、意見許しますが、何かございませんか。はい7番鈴木力男君。

○7番（鈴木力男君） 7番鈴木です。現在、もう工事が始まっているような状況ですが、こういう場合はどうなるのでしょうか。

○議長（藤原重信君） はい、事務局お願いします。

○事務局長補佐（鈴木康司君） すみません。私どもの方では11月の10日過ぎに現地を確認しておりますけれども、そういった工事はしておりませんでした。細谷委員さんは。

○1番（細谷知成君） 11月25日現在、草地の状態、手をつけられておりませんでした。

○事務局長補佐（鈴木康司君） いずれ現場調査して指導してまいりたいと思いますが、現時点では着手しているとは認識していませんでしたので、許可していただいた上で指導してまいりたいと。今日、許可になってしまえば、あとはそれで施工ができると思いますけれども、指導に行つてまいります。

○議長（藤原重信君） よろしいでしょうか。他に意見はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） それでは質疑、意見を閉じまして直ちに採決をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 議案第2号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可相当とすることに決定をいたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第2号2番について大船渡地区立根地域金典夫推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域（金典夫君） 推進委員の金です。議案第2号2番につきまして、11月26日現地調査を行いましたので報告をいたします。地図は4ページです。現況は休耕地です。周辺の状況は、北側、東側は学校敷地に隣接しておりますし、西側の一部が休耕地で、その他は住宅地、南側は住宅地になっております。所有者が不在のため妻から話を聞きましたが、父が死亡後、田を休耕し10数年になります。周辺の土地の宅地化が進んだので耕作はしませんが、盛り土をし畑にしたそうです。転用する理由につきましては、11月27日に譲受人から聞き取り調査をしました。仕事の関係でそれぞれ別々の貸家住まいなので、申請地を購入し居宅を新築し同居の予定とのことでした。周辺への影響については隣接する西側の農地は休耕地の状態ですし、その他は住宅地で排水環境も整備されており、影響はないものと考えられます。以上でございます。ご審議よろしくお願いをいたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。はい9番熊谷玲子委員。

○9番（熊谷玲子君） 譲受人2人の関係はどうなんですか。

○事務局長補佐（鈴木康司君） ご夫婦です。

○9番（熊谷玲子君） わかりました。

○議長（藤原重信君） その他ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（藤原重信君） それでは以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第2号3番について大船渡地区日頃市地域佐藤美智子推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区日頃市地域（佐藤美智子君） 農業推進委員の佐藤です。議案第2号3番についてご報告いたします。地図は5ページです。11月26日、借受人の事務所にお伺いし話を聞きました。申請に至った経緯ですが、工事現場の近くに資機材置場を探していて、適当な広さの雑種地がありましたので、所有者に貸してほしいと依頼したそうです。11月29

日に所有者宅に伺い話を聞きました。日常は義理の弟さんが草刈などの管理をしていたそうです。10 数年前に他の業者さんに貸したこともあるので、今回も承諾したそうです。周辺は山あい、南側が休耕田になっていて、農地への影響はないものと考えられます。以上で報告を終わります。審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第2号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 次に日程第6、議案第3号農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 議案の5ページをご覧ください。議案第3号農地法の適用外であることの証明願を別紙のとおり受理しましたので、本委員会の会議に附し可否を決定いたします。

番号1番、地図は6ページでございます。登記地目田、現況地目は宅地です。面積29㎡。非農地の事由ですが、昭和48年当時から隣接地2筆の所有者が自宅への通路及び駐車場として一体利用されて現在に至っております。東日本大震災で母屋が被災し、現在は車庫のみがある状態です。現場は第2種農地となっております。次に2番、地図は7ページです。2番から5番まで7ページに記載してあります。2番は、登記地目は畑及び田、現況地目雑種地です。面積はあわせて725㎡。非農地の事由ですが、東日本大震災により当該地の南側に位置する中学校グラウンドに仮設住宅が建設されたため、代替運動場として利用させられたものであります。災害のグラウンドとして利用している間に仮設住宅が撤去されて農地を返しますということになった段階で、所有者の方で今後耕作する見込みもないことから、グラウンドの状態で返していただければよろしいということのお話がありました。実はこの時点でこの適用外証明を出していただければ一番よかったですけれども、適用外証明を出すのが遅れてしましまして現在に至っております。ただし、別の学校の方でも同じように代替え運動場として使っていた土地を適用外証明をした前例もございますので、こちらについても適用外証明として認めてまいりたいと考えております。3番以降、同じ場所ですが、読み上げます。3番、登記地目田、現況地目雑種地、面積341㎡。事由は同じでございます。次に6ページをご覧ください。4番、登記地目は田、現況地目は雑種地、面積239㎡。事由は同じでございます。次に5番、登記地目は田、現況地目は雑種地、184

m²。事由は同じでございます。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番について5番古内嘉博農業委員から説明をお願いします。

○5番（古内嘉博君） 5番古内です。昨日、農地の所在地の確認と所有者からの聞き取りを行なってまいりました。非農地の事由にあるとおり、約50年前より通路と駐車場として利用されているようであります。なお現在、車庫のみとなっておりますが、隣接地に新しい新築した家が建っております。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号1番について本委員会において願いのとおり決することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号1番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第3号2番から5番について大船渡地区立根地域金典夫推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員（金典夫君） それでは推進委員の金です。議案第3号2番から5番につきましてご報告をいたします。地図は7ページです。11月26日、それぞれ所有者及び家族からお話を伺いました。2番は本人、3番は所有者の妻、4番も所有者の妻、5番も所有者の妻からお話を伺いました。東日本大震災により学校グラウンドに仮設住宅が建設され、申請地がその学校の運動場として利用された後に、返還後は農地として耕作する見込みはないので、農地に復旧する必要はないと伝え、運動場の状態のまま返還をされました。今後は宅地化する計画もあるようですが、その場合も周辺農地は休耕地であり、影響を与えることはないものと判断をいたしました。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（藤原重信君） それでは議案第3号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号2番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号2番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第3号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号3番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号3番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第3号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号4番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号4番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第3号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第3号5番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号5番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第7、議案第4号農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○局長補佐（鈴木康司君） 議案の7ページをお開きください。議案第4号農地に該当するか否かの判断について。農地法の運用について第4（1）に基づき、「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本会で判断するため審議し決定していただきます。

それでは8ページをご覧ください。今回お示ししますのは三陸町綾里田浜地区の18筆です。面積はあわせて1万6,937㎡でございます。1番、登記地目畑、現況地目山林、1,384

m²外あわせて 18 筆です。所有者については記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思ひます。その他、各土地についての地番、地目、面積についても記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと思ひます。地図につきましては 8 ページ及び 9 ページ、それから 10 ページに地図がございます。更に 11 ページには現場の写眞がございます。現場の写眞のうち 6 番、9 番という 11 ページの写眞を見ていただきますと、手前が畑になっておりますが、この手前の畑は畑でございます。今回、判定していただくのは、この奥の木が生えている部分です。7 番、8 番の写眞についても同じでございます。よろしくお願ひします。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の推進委員から当該地の現況について説明をお願いします。それでは三陸町綾里について畑中圭吾推進委員から説明をお願いします。

○三陸地区綾里地域推進委員（畑中圭吾君） 推進委員の畑中です。非農地リスト 1 番から 18 番まで一括で調査報告をします。10 月 20 日午前、事務局の羽根川係長、菅野主事補に同行いただき調査を実施いたしました。当該地の現況はいずれも原野または山林の様相を呈しておりました。地図をご覧のように、この場所は非農地地区です。この田浜地域は元々平地が少なく海に面し、戦後の食糧事情の悪い時期にこの山あいの土地の急斜面を開墾し農地として耕作していたようでありましたが、耕作者の高齢化と利便性の悪さから 30～40 年前に耕作を断念した模様です。いずれの場所も農地としての復旧は困難と見てまいりました。以上で報告を終わります。

○議長（藤原重信君） それでは議案第 4 号について質疑、意見を許します。何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第 4 号について本委員会において全て農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第 4 号農地に該当するか否かの判断については本委員会において全て農地に該当しないことに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第 2 回総会を閉会といたします。引き続き事務局から事務連絡がありますので、そのままご着席願ひます。

それではこれをもちまして本日の会議を終了いたします。長時間にわたり、たいへんお疲れさまでした。

午後 2 時 47 分閉会